

第十三回 参議院水産委員会 會議録 第四十五号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)午後二時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 松浦 清一君
千田 正君

委員 秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

衆議院議員

松田 鐵藏君
鈴木 善幸君

政府委員

調達庁管理部長 長岡 伊八君
大蔵省主計局長 河野 一之君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
常任委員 会専門員 林 達磨君

衆議院法制局側

参事(第三部 第二課長) 伊達 博君

説明員

水産庁漁政部長 伊東 正義君
水産庁漁政 部長 家治 清一君
水産庁漁政 部漁政課長 浜田 正君
水産庁漁政 部漁政課長 浜田 正君

衆議院法制局側

参事(第三部 第二課長) 伊達 博君

第十部

水産委員会會議録第四十五号 昭和二十七年六月二十日【参議院】

全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。

先ず農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案を議題に供します。提案者から提案の理由を御説明願います。

○衆議院議員(鈴木善幸君) 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように前国会におきまして農林漁業組合の再建を図りましたために農林漁業組合再建整備法を制定いたしましたのでございますが、爾來漁業協同組合及び水産業協同組合におきまして、この法律の指定を受けて整備を著々進めて参つております。ところがこの法律の内容におきまして若干これを改正する必要がある箇所が出て参つたのであります。それはこの法律におきましては固定資産に見合うところの増資を五カ年間にやることになつておりますが、農林漁業資金融通特別会計より長期資金を借りまして製氷、冷凍施設等を設立いたしておる組合で、この再建整備法によつて組合の建直しをやる組合がございます際に、農林特産のほうでは一カ年償還の十五カ年償還の長期資金でございますが、この法律をそのまま適用して参ります場合には、五年間に新たに農林特産によつて取得した製氷、冷凍施設の固定資産に

見合つた増資をやらなければならぬというところに相成るわけでありまして。言葉を変えますと、再建整備をしなければならぬような組合が五カ年間に増資をしまして、数千万円に及ぶような製氷、冷凍施設をみずからの増資によつて取得しなければならぬ。こういうような結果に相成るのであります。そうしますとこの再建整備法の趣旨が非常に組合には重圧になる。こういう結果に相成ると思つたのであります。そこで只今提案いたしましたように改正を加えまして、返済期間の到来してないものに相当する金額を計算においてこれを差引くことができる、こういう工合に改めようとするのが改正の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上速かに御決議あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(木下辰雄君) 只今提案理由の御説明がございましたが、法案の内容について水産庁から一応御説明を願います。

○説明員(浜田正君) 先ず再建整備におきまして現在その整備の対象になつておる漁連なり単位組合の資産内容といふものが、そういうものがどういふふうになつておるかということをお先ず御説明申し上げます。

再建整備の対象になつておる組合は単協、漁連合せまして五百五十四組合がございまして、その組合を総計しますと、欠損金がラウンド・ナンバードで申上げますと、約七億五千万円になつて

おります。そして固定資産が約十五億であります。それに対して自己資本と、こういうのは四億五千万円しかないので、再建整備の第一点は、その固定資産プラス欠損金、それから現在の小さい自己資本を引いたその残りといふものを増資をするという建前になつております。その要増資額といふのが全体で見ますと約十八億、この十八億を五年間で増資をすることによつて漁連なり単位組合の内容を固めて行こうと、こういう考え方であります。そこでこの自己資本の増資額十八億といふものに対しては、只今鈴木議員から御説明になりましたように、このときは製氷、冷凍といふものを、その法律でできるときは考慮の中に入つていなかった。そこでその法律をそのまま考えた場合は、この製氷、冷凍は借入金でやつておられますからして、五年間でその借入金に見合うものまで増資をしなければならぬ。言い換えればこの十八億に対して約二十億といふものが追加された増資をしなければならぬ。こういうことに法律をそのまま解釈すればなるわけでありまして、そういう一体どういふことになるか。つまり単位組合なり漁連なりは五年間に對して全体の計画より何倍増資を強めなければならぬかということになります。今製氷、冷凍の決定しました組合だけについて考えますと、連合会におきましては平均二千三百万円の増資でいいのであるが、この製氷、冷凍の

分も五年間でやつてしまふということになれば更に三千二百万円といふものをプラスして行く、つまり五千五百万円まで増資しなければならぬ。約一倍半増資を強化しなければならぬといふことになる。単位組合で言いますと、大体総平均二百七十万円の五年間の要増資額がそれにプラス一千四百万円増資しなければならぬことになつてくる。約五倍の増資をやらなければならぬといふことになつてくる。でそれは現在の状況からしますと相当漁連にしても単位組合にしても非常に負担がきつていふことであり、それからそういうふうにするにやるといふことは製氷、冷凍の融資期限の問題と矛盾して来る。製氷、冷凍の融資期限は只今鈴木先生がおつしやいましたように十五年でまあ返せばいいといふことになつておる。再建整備法を純法律的に突詰めて行きますと、五年間でそれに見合う増資をしなければならぬのであるから、言い換えれば五年で返せといふことを意味することになる。十五年で返せばいいのをこちらでは五年で返せといふことを意味する。片方においてはその五倍なり一倍半なりを強化するといふことは無理だ、こういう事情からしまして、その点は、それができれば協同組合の強化からしてできることに越したことはないのですが、できにくい点がある。こういう考え方によりまして再建整備法の第四條に書いてある点を、返済期限にまだ到来してない分は、それは差引いて増資をしてよろしい、こういう

う建て方で第四条を書いた次第でございます。
○委員長(木下辰雄君) 何か御質問が
ありませんか。別に質問がないようであり
ますから、極めて簡単な法律であり
ますので、この際お諮りいたしますが、
討論を省いて直ちに採決に入りたいと
思いますが、御異議ありませんか。
【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと
認めます。
それでは直ちに採決をいたします。
本案件賛成の諸君の挙手を願いま
す。

(賛成者挙手)
○委員長(木下辰雄君) 総員賛成であ
ります。よつて本案は全会一致を以て
可決すべきものと決定いたしました。
それから例によりまして、委員長の
本会議における報告は委員長に御一任
をお願いいたします。賛成者は御署名
を願います。

多致意見者署名
松浦 清一 千田 正
秋山俊一郎 藤野 繁雄

○委員長(木下辰雄君) 政府委員がお
見えになっておりませんので、次の法案
はあとに譲りまして、水産業協同組合
法の一部を改正する法律案、これは本
委員会には付託になっておりません。
衆議院から本院に修正議決した旨の回
付がありましたので、本院の態度を決
定するために一応水産委員会として意
見を求めたいと思ひます。

先ずその修正の点について修正者の
代表として松田君から一応御説明をお
願ひいたします。
○衆議院議員(松田鐵藏君) 衆議院の

水産委員会といたしましてこれを修正
した理由を一応説明申し上げます。
私どもは戦時中にこの水産業協同組
合法を無理矢理に制定されたことと承知
しておるのであります。現在の水産業
界に対して果してこれが適正であるか
どうかという点に対してはまだ大き
な議論が残されておるのであります。
故に近い将来に全面的にこれに対する
改正をしたいという考え方を衆議院の
水産委員会では持つておるのであります。
ところで今回参議院において議決さ
れて、私ども衆議院のほうに回付され
た協同組合法一部改正の法律案であり
ますが、私ども衆議院において結論と
して生まれた問題は、論議された問題
は、今全国的な全漁連を作ることに対
しては我々は決してやぶさかでない、
それに対して賛成するものでありま
す。併し果して経済的にすべてのもの、
すべての事務を行なつて行こうとい
うことに対してもつとくその時機を見
る必要があるのではないかというの
我々の結論でありまして、以上の理由
から行きますと、八十七条第三項、四
項、五項、七項というのに対して農林
大臣の認可をすることによつて行過ぎ
な行為を是正したい、かように考えた
のがこの法律案の改正をした理由であ
ります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと御相
談いたしますが、水産協同組合法の
一部改正に対する修正案は、只今松
田君の御説明の通りであります。全国
を地区とする漁業協同組合が経済行為
をする場合においては農林大臣の許可
を受けねばならぬ、かよふになつてお
ります。昨日水産当局にこの問題につ
いて説明を求めましたところが、どんな

府県でもいやしくも漁業協同組合のあ
るところであれば、その一部を残して
全国地区ではないという説明がありま
したが、実際においては別に大した支
障にはならぬようでありますが、参議
院としてこの修正を呑むか呑まぬか
ということについて一つ御意見を御発表
願ひたいと思ひます。

○千田正君 およそ協同組合なるもの
の精神はすでに各位とも御承知の通り
と思ひます。而もこの修正案なるもの
は、協同組合の、恐らく理論的な問題
から見て如何なる点から見ても、
更に逆行した官僚制というよりな方
面に走つておるように我々から見れば
見受けられますので、協同組合の精神
を活かす意味からいつてもこれは絶対
反対すべきである。殊に漁業協同組合
に限つてかかる措置を講じなければな
らないという理由を我々は見出すわけ
には参りません。故に我々としては参
議院の曾つて全会一致を以て通りまし
たところの漁業協同組合法を以て我々
の本旨とすべきだと思ひます。故に私
は衆議院から回付されましたこの修正
案に対しては反対の意思を表明しま
す。

○秋山俊一郎君 水産庁当局にお尋ね
いたしますが、海なし県等においてこ
の水産業協同組合或いはその連合会の
組織のない所がございますが、若しそ
ういふ県があるとすれば何県と何県で
あるかお知らせ願ひたいと思ひます。
或いは単協でもいいです。

○説明員(浜田正君) 大体海のある県
で連合会のない所は一つもありません。
それはちよつと内水面関係では長
野、埼玉もありますね。奈良はありま
せん、それから山梨もあります、栃

木県ありません、群馬県ありません、
それだけです。
○秋山俊一郎君 それは県漁連のない
県でございますか。
○説明員(浜田正君) そうです。
○秋山俊一郎君 単協は皆あります
か。
○説明員(浜田正君) 単協は大体ある
んです。

○松浦清一君 衆議院の修正案の八十
七条の第二項の「全国を地区とする連
合会」と、その「全国を地区とする」と
いう定義を一つ御説明を願ひたいと
思ひます。法制局のほうでも水産庁で
も結構です。

○衆議院法制局参事(伊達博君) 只今
の御質問は「全国を地区とする」とい
うの意義がどうだかというように「了
解してよろしくございませうか」。この場
合「全国を地区とする」ということは、結
局定款の必要な記載事項として地区を
書かれる、この地区のきめ方如何による
と思ふんです。定款記載事項として全
国一円という表示をしてあげれば、これは
全国を地区とする連合会ということに
なると思ひます。但し現実の問題とし
て、九州だけの連合会が更にその連合
体を作ろうという場合には、定款の
記載事項として、将来は全国の連合会
を受入れる態勢を作るからといつて、
全国を地区として主務大臣の認可を申
請して来たという場合には、これはお
かしいではないかということはお
思ひます。法律上はそれは禁じてお
ります。この地区といふものは何か
といへば、結局その団体の構成員の資
格ありやなしやという場合に、その地
区内の団体であれば構成員となり得ると
いう点にこの地区の意味がございませ

○松浦清一君、そうすると全国連合会
を組織する場合の構成の単位は県の連
合会を単位とするのであるか、又連合
会がなくて単協組合が一つある県があ
るとすれば、その単協でも一単位とこ
ろみなすのであるか、その点をお伺い
いたします。
○説明員(浜田正君) 単協組合もそう
であります。

○松浦清一君 冒頭委員長から、若し
全国の連合会を組織する場合に、先ほ
ど説明のありました奈良県とか山梨
県、栃木県、群馬県等の協同組合の存
在しない県が入らないと、まあ入りま
せんが、そうすると全国ではないと、
そうすると単協が全国連合会の組織構
成の単位と認められるということにな
ると、結局全部のものが入らなければ
この法律は適用されない、こう簡単に
結論していいわけですか、一県でも抜
ければ全国ではない、こういう意味な
んですか。
○衆議院法制局参事(伊達博君) これ
は一県でも入らなければ全国でないか
という御質問ですが、当然抜ける県が
あつても、地区を全国というふうにな
らなければ地区を全国とする連合会だ
といふことは言ひ得ると思ひます。定
款の記載事項として地区は全国一円で
あるという記載をしてあげれば、法律上
の解釈としては全国を地区とする団体
である、実際上それが如何にも常識外
れであるといふことは別として。
○松浦清一君 この定款といふのは全
国連合会の定款ですか。
○衆議院法制局参事(伊達博君) そう
でございます。
○松浦清一君 そうしますと例えば九
州地区連合会或いは北海道地区連合会

というものができたとなれば、それは全国の組織でない、こういうわけですね。九州は連合会ができてままとつたと、それから例えればの話ですが、北海道連合会ができてままとつたと、そうすると本州だけ抜けて、北海道連合会と九州連合会が一語になつたと、これは全国連合会とみなすわけですか。

○衆議院法制局参事(伊達博君) この場合に将来の統合ということをご希望して、地区を全国とするというふうな定款に記載するとなれば、一応全国連合会というふうな解釈を下してよろしいと思ひます。実際問題としては非常におかしいと思ひます。

○松浦清一君 そうしますと、まあ大変話が細かくなりますけれども、二県以上の連合会又は単位組合が全国を呼称して漁業協同組合連合会を作つたと、こういうふうにして届出をすれば、それは全国連合会だとみなしますか。

○衆議院法制局参事(伊達博君) この場合設立を認可すれば全国連合会になる。併し設立の恐らく認可をしないのではないかと思ひます。

○松浦清一君 ですが、一挙に全国の県連合会が話しがまとまつてそして全国連合会が結成されると、こういうことになれば問題はありますが、飛び飛びに、参加ができないというふうな県連合会が七つも八つも十もある。二十だけはまあとにかくまとつた。そこで将来は全国組織へ全部勧誘するといふ目標を立てて、そしてこれは全国連合会である、こういうことでは届出すれば、その辺はどうか認定なさいますか。半分以上の場合は全国と認められる。半分以上の場合は全国と認められない

というふうな判定はどうかというふうなさいませぬか。

○説明員(浜田正君) 地区を全国としておつて、この法律の体系では、設立そのものは……今の話は事業そのものの認可とかの問題であります。設立そのものは違法な点がなければ認可しなくてはならない、こういうわけだ、行政官庁は自由裁量でなくて、その定款とか何とかが違法でなければ認可しなければならぬ、こういう押え方で、認可しなかつたら何年かたてば自然認可したものとなすという建前になつておりますからして、これは認可になりませぬか。

○松浦清一君 そうしますと全部の連合会が加盟をしない全国連合会というものができてそして認可の申請をする、あなたのおつしやることに従えばそれは認可する、こういうことになれば、衆議院の修正案がこれは適用されるということになりますね。

○説明員(浜田正君) そうです。加入脱退は自由ということ、それから全国を地区とする云々というところは決して矛盾をしてないので、全国を地区として、例えば北海道なら北海道を地区として、これは全国を地区としておれば定款上は全国連合会という形になります。

○松浦清一君 全国連合会が経済行為をやる場合には主務大臣の認可を受けなければならぬ……認可を受けるのは嫌だから多数の県連合会が一括になつて、これは全国ではないという連合組織が別にでき上つた場合にはどういふことになりますか。

○説明員(浜田正君) 例えばこれは法律の理窟だけ言いますと、長野県を除くその他の県と、こういうふうなことでできた場合は、これは法律形式上は全国ではありませぬ。

○松浦清一君 そうしますと主務大臣の認可を受けるという事は、その全国連合会が主務大臣の監督を受けることになる、主務大臣の監督や容察をされることをいささしとしないで、心ある協同組合が同志相密つて自由な連合会を作る、その連合会が全国を呼称する連合会よりも大きなものになつても主務大臣の認可を要せず、又監督を受けなくてもよろしいと、こういう解釈でよろしいと思ひますか。

○衆議院法制局参事(伊達博君) 形式的な法律論で申上げればそういう場合はよろしいということになるのであります。

○松浦清一君 わかりました。

○秋山俊一郎君 今大分細かいところまで話が進んだようでありませぬが、たぐさんの県の連合会乃至は単協が大きくなりわゆる全国連合会のごときものを作りたい、併しながらそれを作らねば、全国であるならば大臣の認可が要り、又その仕事の上の厳重な監督を受けることになるので、これを避けるために一部の県、只今お話の出ました一部の県を除いて設立したいと、こういう場合を除いて自分も入れてもらわねば困ると、こういうふうな申出があつたときにそれを拒むことはできないのではないかと思ひますが、それは如何でしょうか。

○説明員(浜田正君) それはまあ又長野県を例にした場合、長野県を除いて地区の連合会をこしらえた場合に、長野県を入れてくれという、それは拒むことはできません。地区になつておりませぬから。

○秋山俊一郎君 長野県を除くという定款になつた場合にどうですか。

○説明員(浜田正君) 長野県を除く何々、何県を以て地区とすると、こういう定款ができた場合、長野県を入れてくれと長野県が言つて来た場合、その定款を改正せぬ限りは長野県は入れない、こういうことになります。

○委員長(木下辰雄君) 私から一つ愚問を發しますが、全国連合会というものは各都道府県の連合会が先ず入る、それから単協も全部入る、これが本當の全国連合会の体制である。単協が入ることになれば、長野県も栃木県も山梨県も群馬県も入れたらいいと考えられる、組合へ入れたために組合の地区だけは地区にはめておいて、組合のない地区だけを各県がとると、そういう場合どうなるのですか。

○衆議院法制局参事(伊達博君) そういう組合のない県を地区から除くわけでございますか。

○委員長(木下辰雄君) 組合は全部どの県にもありますから、組合のない所、組合の存在していない村を除く農村を除く……例えば長野県であれば浅間の地区を除くとか、極端に言えばそうです。そういう場合に全国と言へませぬかどうですか。

○衆議院法制局参事(伊達博君) これは地区の単位について制限がございませぬから、そういう場合もやはり全国を地区とするという事は形式的に言へば……、全国を地区とするものでないという解釈になると思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 実におかしな改正ですが、実在がないとなれば如何ですか。

○千田正君 大体協同組合の精神はどういうものかということから私はいささか質問したいのであつて、そういう精神で生れて来るところの協同組合がいわゆる主務大臣の認可を受けなければ仕事ができないなんという事は、おおよそ協同組合の精神というふうな建前から言つて、これはいわゆる民主主義に逆行した精神である。こういう精神は、我々は少くとも参議院としては是正するものが参議院の性格であるために、私は参議院の水産委員といたしましてはかかる逆行した悪法に対しては断固として反対いたします。だから特別に注文したいのは、当然参議院のこの委員会なり或いは参議院の本院において問題になつた場合において、これは両院協議会に付さるべき問題であります。そういう場合において、私は、当委員会としてはこれを断固反対して両院協議会に持越し、飽くまで協同組合の精神を活かすべく、且つ又この民主主義の制度の実現を促すために参議院の立法に對して、強度に實現を私は図るべく委員長からの強力なる主張を要求してやまない、のであります。

○秋山俊一郎君 只今千田委員の言われた点は我々も同感であります。この現在の民主化された社会におきまして、一々事業の上で認可を受けなせやならんという性格は我々も好むところではございませぬが、今いろいろ質疑を重ねたところで抜け道はあるように聞えたのです。そこで若しこの法案を成るべく早く通過さして実現を図る

という趣旨から行くならば、必ずしも固執せんでも、殆んど全国の水産委員会に近しいものであつて、而も認可許可の監督を受けないでできるような組織ができるのではないかと。これを逆に又千田委員の言われるように理想を持つて突き通して行つて、両院協議会でもとらずにこれが流れてしまふということになる、当分これは実現性がなくなるといふ危険も包蔵してしまふように思われるのです。そういう点から考へますと、強いて全国を入れなくとも組合の機能は発揮されるというような意味合いからいつて、むしろ急速にこれを實現せしむるほうがいいんじゃないか。そうするとこの際は一応それを呑んで、衆議院の修正意見を呑んでこれを成立させ、併しながらこれが両院協議会において十分成算ありということになれば、これはもうそのほうがいいが、若しそこで流れるような危険もあるならば、むしろ流すよりはこれを通したほうがいいんじゃないかと、かように私は考へます。

○千田正君 私流れても先ほど言いましたところの全国の連合会ができて得るものと思ひますが、そこで議事進行について私は申し上げます。幸い日本は各県の漁連の会長さんがたも傍聴に見えておられますので、時間の許す範囲におきまして、一応委員会を閉じたり御意見を求める懇談会を開くことを私は提案いたします。

○委員長(木下辰雄君) 本委員会においても又本会議においても可決されたこの案でありますから、我々としては、参議院側としては極力この主張を貫徹するのが当然と思ひますけれども、もと／＼この法案を出したという

のは、各連合会長各位の再々陳情願によつて提案したのであります。只今千田委員が言われるように、ここに丁度お見えになつておりますからして、代表者がこの委員会において一言代表意見をお述べを願つたら大変都合がいいと思ひますが、休憩にしますか、或いは懇談会にしますか。

○委員長(木下辰雄君) それでは暫らくの間懇談会に移ります。午後二時四十九分懇談会に移る。

○委員長(木下辰雄君) 懇談会を閉じます。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に關する法律案を議題に供します。前回に引續いて質問をお願いいたします。

○秋山俊一郎君 只今の問題であります。前回から数回に亘りまして水産庁及び大蔵省御当局に質問をいたしておりました。未だ我々の納得の行かぬ御回答を得ませんので、この審議が継続されておるわけであり、この「通常生すべき損失」といふ損額額の算定をする算定方式でもいいますか。そういうものにつきまして質問を申上げておるものであります。御回答によりまして、かような補償の経費というものが単に日本国だけのものではなく駐留軍の方面からも比率を以て出て来るという関係もあり、いろいろ複雑な点があるというお話であ

りました。そのうちで大体かような補償に充てる額が九十二億程度である、そういうものを一応押えておるために算式というものがまだ決定をしないという御回答があつたのであります。我々としては、操業を制限する等によりまして漁業者に損害を与えて来る、その損害を補償するのであるから、先ず以てどれだけの損害の補償をするか、どういふものに對してはどれだけの損害を補償するかという基準が一応きまつた上で、それを算出した額が出て来たらやらん。それが逆に予算を押えておつてそれに對しては、予算を作り出すという

と、その補償というものは極めて適當性のないものできて来る虞れもありませんので、私は先ず適當なる算式というものを一応きめて頂いて、そしてそれによつて大体どれだけの損害が予想されるかということから總体の金額を見積つて頂きたい。現在では九十二億となつておるかも知れませんが、そういうことによつて若し不足するならば補正予算その他に於いてこれを補つて行く、大体不足しないならこれは何も質問はありませんが、そういう順序によつてやつて行かなければ、逆に持つて行く補償が補償にならないうじやないかと。この点をしばしば質問をしておるわけであり、大蔵當局として、そういうふうな大体損害額「通常生すべき損失」といふもの算定を至急にきめて頂いて、水産當局と十分折衝されて早急にきめて頂いて、そして適當なる方式をお示し願いたい。で、これを私も審議して

らつてこの法案を審議することが最も必要であり好ましいのであります。先ほど来しばしばお尋ねをしまして、なか／＼そう今急いでおるが急速にはむずかしいという御回答であり、併しむずかしいといふことは、要するにそういうふうな逆算をするためにむずかしいのではないかと、適當なる線、どこから見てもこの程度の算式であるならば、そうむずかしいことと思ひますが、その点について大蔵當局は我々の意図を汲んで処置されるような御意思があるかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 原則的には秋山さんのおつしやる通りであつて「通常生すべき損失」といふものは一応まあ客観性を持つたものであると思ひます。その算式をどういふふうにするか、これは不合理なものであつてはならないことは勿論であります。併しそれだからといつてそのほかのいろいろな関連といふものも考へることなしに、その面だけでいふものも又いけないんじゃないだろうか、九十二億というものは勿論絶対のものとは言えないであらう。九十二億程度といふものの上から考へて九十二億程度といふものであるといふことも一方勘案しながら、又起つて来た損失をできるだけ補償するといふ建前と、両方の考へ方を併せてこの問題が解決せられるんじゃないだろうか、こういうふうな思ふ次第であります。

○秋山俊一郎君 大体九十二億という額が絶対数字が出ておる以上は、何かそこには九十二億を出したものとがなけりやならん。併しまあいろいろ条約の協定等によつて、そういう細かい算定でなしに、大体大まかな見積りによつてあつては、大体大まかな見積りだと我々は想像しますが、従つてこれは非常に大まかな数字である、それがために著しい不足を来たすようなことがあるならば、補償が補償にならない。要するにそういうふうな日本の防衛をするために一部漁業者の犠牲ばかり重圧がかかるというところは、これは我々としてもこの法案を審議する上に非常

に責任があることである。そういうことだからこの適當な線を出すということについては九十二億に遮二無二かじりつかないで、そこに弾力を持つた措置を講じてもらいたいということが我々としては望ましいわけでありませぬ。

○政府委員(河野一之君) おつしやることは御尤もな点もあると思つております。この九十二億はおつしやる通りであつて、この九十二億は、従来の占領中におけるそういうたうな経費を積算してきておるわけでありませぬ。それとまあ或る程度の余裕はとつてございませぬ。そういうこととございませぬので、私として不合理なものを無闇に九十二億に押進めるといふような考へ方は毛頭ございませぬが、冒頭申し上げましたように、各方面の関連を考へて、勿論漁業者だけに不當な損失を与えてはこれはいけません。合理的な基準で勿論やらないやないやないが、一方國家の財政というものもその関係といふものを考へて、そこに妥協点といふものがある、そういうところが出て来るんじゃないかと、かといふふうには私は考へるわけでは

ないと思ひます。併しまあいろいろ条約の協定等によつて、そういう細かい算定でなしに、大体大まかな見積りによつてあつては、大体大まかな見積りだと我々は想像しますが、従つてこれは非常に大まかな数字である、それがために著しい不足を来たすようなことがあるならば、補償が補償にならない。要するにそういうふうな日本の防衛をするために一部漁業者の犠牲ばかり重圧がかかるというところは、これは我々としてもこの法案を審議する上に非常に責任があることである。そういうことだからこの適當な線を出すということについては九十二億に遮二無二かじりつかないで、そこに弾力を持つた措置を講じてもらいたいということが我々としては望ましいわけでありませぬ。

○秋山俊一郎君 併しまあいろいろ条約の協定等によつて、そういう細かい算定でなしに、大体大まかな見積りによつてあつては、大体大まかな見積りだと我々は想像しますが、従つてこれは非常に大まかな数字である、それがために著しい不足を来たすようなことがあるならば、補償が補償にならない。要するにそういうふうな日本の防衛をするために一部漁業者の犠牲ばかり重圧がかかるというところは、これは我々としてもこの法案を審議する上に非常に責任があることである。そういうことだからこの適當な線を出すということについては九十二億に遮二無二かじりつかないで、そこに弾力を持つた措置を講じてもらいたいということが我々としては望ましいわけでありませぬ。

水産庁当局としましては従来漁業者の業態は一番よくわかつておられますので、今後、今交渉の途中かも知れませんが、漁業者の実態というものをよく両省で御検討下さいまして、そうして成るべく早く両省の納得の行く線を出してこの問題を処理してもらいたいと思っておりますが、私はまあできるだけ早くこれをやつて頂きたい。ただ盲滅法「通常生ずべき損失」と、甚だ漠としておつて、どれだけの損害があるか、或いはどれだけの制限を受けるかということもこれはわかりませんが、その制限の程度によりましてこれは大きくもなり又小さくもなるのでありますけれども、大体の基準の見当がつかなければ、業者としても法律ができたけれども不安でかなわないというようになるとなると思つて、是非一つ十分検討して早急にこれをきめて頂きたい。

○政府委員(河野一之君) おつしやる通りだと思つて、目下水産当局と協議いたしておるわけであります。速かに成案を得るよう努力いたすつもりであります。

○委員長(木下辰雄君) 只今の問題は重要な問題でありますからして、どうぞ水産当局も大蔵当局も十分に業者の実情を御了察下さいまして、最善のことをお願いいたしたいと思います。

ほかに御質問がなければ質疑は終了いたしましたとして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

それでは討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにして御発表を願います。

○秋山俊一(郎君) しばしば本問題につきまして審議を重ねて参りましたが、その過程におきまして我々の今後処置をしてもらねばならぬ点が二、三、三あるわけであります。と申しますのは、この法律によつて漁船の制限という事になつておりますが、漁船以外の場合の損失という事についても我々十分考慮して、この法律には明記してありませんが、いろいろの問題、飛生するところの、直接でなく、いわゆる漁船ではないけれども、漁業に非常な制約を受けるといつたような問題が出て参ります。こういう問題につきましては政府は速かに適当な処置を講じて、それらの損害を、補償する制度を作つてもらふということ、それから通常生ずべき損失という問題につきましても速かに算定基準を作りまして、妥當なる補償の標準を速かに作つて、この法律の実効を図りたい、この二点を希望いたしまして本案に賛成いたします。

○松浦清一君 日本国とアメリカ合衆国との間に締結をされた安全保障条約に基く行政協定は、明らかに日本の国全体を守るといふその国防的な性質を持つてゐるものであります。国全体の問題でありますから、国民全体の義務負担においてこれはなされるべきものであるにかかわらず、その損害が一部の水産業に非常な過重にかかつて来るという事はこれは妥當でない、従つて実際から言いますと、漁業に対して起つた実害のほうから勘定をして行つて、そうしてその損害を補償するというのが本旨でなければならぬ。繰返されましたように政府当局では先に九十億という予算の枠をきめておいて、

その範囲で損害の補償をやろうと言うので、それから、実害に対する金額が補償されないことはもうこの法律を作るときから明らかである。こういう物の考へ方は、国全体の責任の建前からいつて好ましいことではないので、この法律案に対して私は賛成をいたしません。将来この種の損害補償、つまり国防に關連する損害補償の点については、先ず最初はその損害の度合と損害の実体というものをきめて行つて、その損害の全体に対して国全体が補償する、こういう逆のことを申し上げてほしい、こういうことを申し上げて、この法律に対して賛成をいたしません。

○千田正君 只今秋山、松浦両同僚議員から希望を挙げられましたように、私自身としましては、この法律そのものに相當完全じやない点がありますが、例えれば第三条の問題であるとか或いは第二条の「通常生ずべき損失」といふような問題についても相當疑義があると思つて、なお且つ政府当局の説明を聞く、補償の金額は一応の予定した額を超えておつて、それから逆算するような方向に考えておられるようでありますので、その点においても甚だ遺憾とする点がありますので、実は時間がもう少しあるならばこれを修正して、参議院としての立場を明らかにしたいと思つております。けれども、すでに会期末でもありますので、現在非常に損害をこうむつておられるのたぐさんの漁民がおりますので、一日も速かにその補償を実行させようという意味からいたしまして、不本意ながらも希望条件を両議員と同じように付しまして賛成をいたします。

○委員長(木下辰雄君) 御意見は尽きたようであります。それでは採決をいたします。本案に賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 全会一致と認めます。よつて本法案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長報告等は委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

さよう決定いたします。

それでは例の多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
松浦清一 千田正
秋山俊一 藤野繁雄

○委員長(木下辰雄君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後四時十二分散会

六月十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案(衆)

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案

農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 前項第二号の固定資産の価額の

算定に當つては、農林漁業組合は、当該固定資産の取得又は拡充のためにした借入金(借入期間が一年をこえるものについては、數回にわたつて定期に返済する契約のあるものに限る。)の残額で返済期限の到来してないものに相當する金額を差し引くことができる。

第九條、第十二條第二号、第十三條第二号及び第十四條中「第四條」を「第四條第一項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年十月十三日印刷

昭和二十七年十月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局